

寒河江市長 齋藤真朗 殿  
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿  
寒河江市農業委員会会長 木村三紀 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇  
寒河江市監査委員 佐藤耕治

## 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

### 記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 監査着眼点
  - (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
  - (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
  - (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
  - (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
  - (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
  - (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。
- 4 監査実施月日 令和8年4月20日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容
  - 令和6年度分 令和7年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
  - 令和7年度分 令和7年4月から令和8年1月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

## 7 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

### (1)会長の決裁について

- ・農業委員会規程第19条により第20条に定める事務局長専決を除き、全て事務局長を経て会長の決裁を受けなければならないとされているが、財政課長専決の交付金関係や総会等の開催伺いに会長決裁がない。

### (2)会計年度任用職員の年次休暇について

- ・寒河江市会計年度任用職員取扱要綱の規定により年次休暇の前倒し付与は新たに任用された職員にのみ可能であるが、数年前から継続勤務している職員に付与している。
- ・継続勤務年数による年次休暇付与日数に誤りがあるため、残日数・時間数に誤りがある。